平成３０年（フ）第３０号
岡山市北区大内田38番地１、旧住所岡山市北区十日市中町１番31号　カウル1104
債務者　中尾　法子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　周東　秀成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月26日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４４号
福島県郡山市富田町字丸山35番地の２　サンスクエアＢ202号
債務者　斎藤　悟
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田美和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第４５号
福島県郡山市富田町字丸山35番地の２　サンスクエアＢ202号
債務者　斎藤　恵美
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田美和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第７６９号
大阪市平野区長吉出戸７―14―13　共立病院601号室、住民票上の住所大阪府藤井寺市青山２丁目３番６号
債務者　北村設備こと　北村　計弘
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４７２号
大阪市東淀川区小松３丁目20番43―803号
債務者　奥田　達也
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木清一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３１号
茨城県神栖市日川1699番地75
債務者　笹本　修一（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安重　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成３０年（フ）第１０７号
奈良県生駒市萩の台４丁目５番11号
債務者　アトリエ幸、原田聡光こと　李　聡光
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１２６号
鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目49番６号　コンフォール裕101号
債務者　中田　明則
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝原　章吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１２７号
鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目49番６号　コンフォール裕101号
債務者　中田さゆり
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝原　章吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１３２９号
大阪市城東区関目２丁目10番１―507号
債務者　青木　繁智
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　真一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６９号
和歌山県岩出市吉田252番地の４
債務者　山崎　由美
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸村　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第７１号
和歌山県海南市船尾241―13　ディアス黒江110号、住民票上の住所和歌山市五番丁31番地１　ブィラ五番丁203号
債務者　原　良太
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖本　易子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第７号
長崎県五島市大荒町646番地２
債務者　山上　崇
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺井研一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成３０年（フ）第６２８号
神奈川県藤沢市片瀬海岸１－９－６　２Ｆ－Ｃ号室、住民票上の住所相模原市南区東林間１丁目８番16―404号
債務者　鈴木　秀明
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野木　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４号
熊本県荒尾市万田986番地２　コーポさつま102号
債務者　吉岡聖太郎
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　修英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第４９号
函館市亀尾町46番地
債務者　木村　政直
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第８９号
函館市大町９番５―203号
債務者　長門　傑
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
函館地方裁判所